

6 川 監 公 第 9 号

令和 6 年 8 月 1 3 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 5 年 1 2 月 8 日付け 5 川監公第 9 号で公表した監査の結果の報告に基づき、
川崎市長及び川崎市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨通知がありました
たので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

6 川総コ第 4 6 号

令和 6 年 6 月 2 8 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様

同 川 上 善 行 様

同 石 田 康 博 様

同 かわの 忠 正 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、
令和 5 年 1 2 月 8 日付け 5 川監報第 7 号で報告の提出がありました令和 5 年度
第 1 回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じま
したので通知します。

1 令和5年度第1回定期（財務）監査・行政監査結果に対する措置状況

（1）定期（財務）監査

ア 納付金の請求を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第3号によると、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。

法律に基づき、納付金の請求を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、法律に基づき、特定計量器の更新が行われたことを確認しました。

今後は、関係法令等に基づき、適正な納付金請求事務に努めます。

（港湾局川崎港管理センター港湾管理課、同港営課）

イ 徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項によると、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して30日以内にその全額、使用許可の期間が1年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額について、使用料を納付させなければならないとされている。

行政財産の使用許可についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、規則に定める期限内に使用料を納付させていなかった事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、担当職員が規則や事務処理手順等の再確認を行うとともに、過去の監査指摘事項等から発生リスクのある事例について意見交換を行い、所属全職員に周知徹底を行いました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(市民文化局市民スポーツ室)

ウ 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第231条の3第1項によると、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、督促しなければならないとされ、同条第2項によると、第1項の歳入について規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができるとなっている。

収入事務について見たところ、督促前に納付があった港湾使用料に対して、延滞金を徴収していた事例があった。

同条第2項の規定に基づく延滞金の徴収は督促が前提要件となっていくことから、督促前に納付があった場合には延滞金を徴収することができない。

法律に基づき、延滞金の徴収を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、対象者に還付手続を行いました。また、再発防止のため、様式の記載方法、督促状の発送時期等を改め、誤って延滞金を徴収することがないように改善を行うとともに、適正な延滞金の徴収手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な徴収事務に努めます。

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

エ 消費税に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項によると、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）には、この法律により、消費税を課するとされている。

令和4年度川崎市コミュニティ施策検証有識者会議における法人に対する謝礼金の支出についてみたところ、事業者が事業として行うものに該当しないとの解釈から不課税取引とみなし、消費税の納税義務がある相手方に、消費税を上乗せせずに支払っていた事例があった。

法人は事業を行う目的をもって設立されたものであることから、その活動は全て事業として行う取引となり、本会議における法人に対する謝礼金の支出は、消費税の課税対象となる。

法律に基づき、消費税に係る事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、対象者に消費税の追加支払いを行うとともに、再発防止のため、消費税の適正な事務手続について課内全職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消費税に係る事務に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

オ 支出事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法第208条第1項によると、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」とされ、

第235条の5によると、出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖するとされている。

また、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第80条第1項によると、支出命令者は、請求者が正当な債主であること等について調査し、適正と認めたときは、速やかに支出命令書を作成し、手続をとらなければならないとされている。

物品購入に係る事務についてみたところ、令和5年2月に納品され、同月中に支払請求を受けていたものの、失念により、出納閉鎖から3か月を経過した後においても経費を支払っていなかった事例があった。

法律等に基づき、支出事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、対象者に支払を完了するとともに、再発防止のため、適正な事務手続について関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な支出事務に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

（ア）支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 請求書の請求日を筆跡の消せるもので記載していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務処理について関係職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局パラムーブメント推進担当、市民文化振興室、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部キングスカイフロントマネジメントセンター）

b 請求書の請求日を修正テープで訂正していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、監査結果等の事例を用いた意見交換を行うとともに、適正な事務処理について所属全職員に周知しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局市民スポーツ室)

(イ) 再委託に係る申請を書面で提出させるべきもの

委託契約約款に定められた書面の提出がないまま、口頭により、再委託を承諾していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続について周知徹底を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部区政推進課、市民スポーツ室)

(ウ) 検査確認を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、検査確認済みを証する書類を作成するとともに、再発防止のため、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(エ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行い、会計管理者に報告するとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(市民文化局市民生活部企画課、同多文化共生推進課)

b 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

[措置内容]

指摘事項については、不用の決定及び処分の決定を行うとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(市民文化局市民生活部地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、同多文化共生推進課、市民スポーツ室)

c 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在不明となったものを発見したため、備品票を作成・貼付するとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

d 備品整理簿に登載すべき物品に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品の受入手続を行い、備品整理簿に登載しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

e 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、保管替えの手続を行うとともに、再発防止のため、適正な備品管理について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

（市民文化局市民スポーツ室）

（オ）消耗品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、物品交付請求手続等を行い、消耗品出納簿と実際の数量が一致するように措置を行うとともに、適正な事務手続について、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

（市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、市民スポーツ室）

（２）行政監査

ア 情報管理に関する事務

（ア）契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成１４年９月２日付け１４川総シ企第１２３号）第１２版（以下「セキュリティ基準」という。）第２

章 9 (1) イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、
「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第 2 章 10
(1) ウによると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部）

（イ）個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、同ウによると、特定個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。

個人情報又は特定個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、委託先等が再委託の申請をしていたにもかかわらず、市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報又は特定個人情報の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る適正な事務について課内会議等にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局パラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍
住民サービス課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課）

（ウ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされ、セキュリティ基準第2章10（1）イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等について見たところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われた。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準に基づく適正な事務処理について、課内会議等において関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部協

働・連携推進課、同市民活動推進課、市民文化振興室、市民ミュージアム、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務について見たところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与したかが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行われない。

[措置内容]

指摘事項については、受渡票を用いて適正に情報の受け渡しを行うとともに、再発防止のため、課内会議において、セキュリティ基準に基づき、適正な事務手続を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(議会局総務部広報・報道担当)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対

策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和４年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ「委託」の自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、セキュリティ基準及び情報セキュリティ対策マニュアルに基づき、情報セキュリティ対策点検表により、情報資産（委託）の管理について、自己点検を行いました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館）

（カ）情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第１２章４（２）によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○（対策済み）」とすると、組織として改善すべき点を把握す

ることができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、課内会議等において、セキュリティ基準に基づき、適正な点検を行うことを周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局パラムーブメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部市民活動推進課、市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、議会局総務部広報・報道担当)

6 川市選第 3 0 1 号

令和 6 年 5 月 2 0 日

川崎市監査委員 大 村 研 一 様

同 川 上 善 行 様

同 石 田 康 博 様

同 かわの 忠 正 様

川崎市選挙管理委員会委員長 山田 益男

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、令和 5 年 1 2 月 8 日付け 5 川監報第 7 号で報告の提出がありました令和 5 年度第 1 回定期（財務）監査・行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和 5 年度第 1 回定期（財務）監査・行政監査の結果に対する措置状況

（1）行政監査

ア 情報管理に関する事務

（ア）契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市情報セキュリティ基準（平成 1 4 年 9 月 2 日付け 1 4 川総シ企第 1 2 3 号）第 1 2 版（以下「セキュリティ基準」という。）第 2 章 9 （1）イによる

と、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先に行わせるに当たっては、委託先には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書に添付し委託先と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準を遵守し、個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、特記事項を添付することについて資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めてセキュリティ基準を遵守することについて周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

（選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）

（イ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第2章9（1）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準を遵守し、機密性区分Ⅰの情報を取扱う場合は、委託先から誓約書を提出させることについて、資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めてセキュリティ基準を遵守することについて周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

(選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(ウ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

[指摘の要旨]

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務の手続の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○(対策済み)」とすると、組織として改善すべき点を把握することができず、不

適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

[措置の内容]

指摘事項については、セキュリティ基準及び情報セキュリティ対策マニュアルを遵守し、情報セキュリティ対策点検表による自己点検を行う際には現物の確認を行うことについて、資料を用いて課内周知するとともに、人事異動後の課内会議の場で改めて点検をする対象職員に周知徹底しました。

今後は、セキュリティ基準に基づいて、適正な事務執行に努めます。

(選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)